

①本郷・大正



住宅用火災警報器について

平成16年に消防法が改正され、全ての住宅に住宅用火災警報器を設置することが義務付けられました。あなたの命を守る住宅用火災警報器を安全・安心のために、早期に設置しましょう。

設置場所

- ・寝室は全て
- ・寝室が2階にあれば2階の階段にも
- ・寝室が1階(避難階)だけで3階に居室があれば、3階の階段にも
- ・居室(7平方メートル以上)が3室以上ある階(寝室がない階)の廊下などにも

木造住宅耐震化への支援(耐震診断・改修補助金制度)

昭和56年5月以前に建設された木造住宅の耐震診断・耐震補強への補助制度です。

費用の9割を実施後に補助

- 耐震診断
住宅を調査し、大規模地震に対する安全性を評価することです。一般的な戸建て木造住宅の場合、耐震診断の費用は5万円かかりますが、上限4万5千円の補助があります。
- 既存の家屋を補強する場合
耐震診断の結果、住宅の耐震性が不十分な場合に耐震性を高める補強工事を行うことです。一般的な戸建て木造住宅の場合、40万円の補助があります。

詳しくは、柏原市都市計画課建築指導係まで TEL072-972-1593

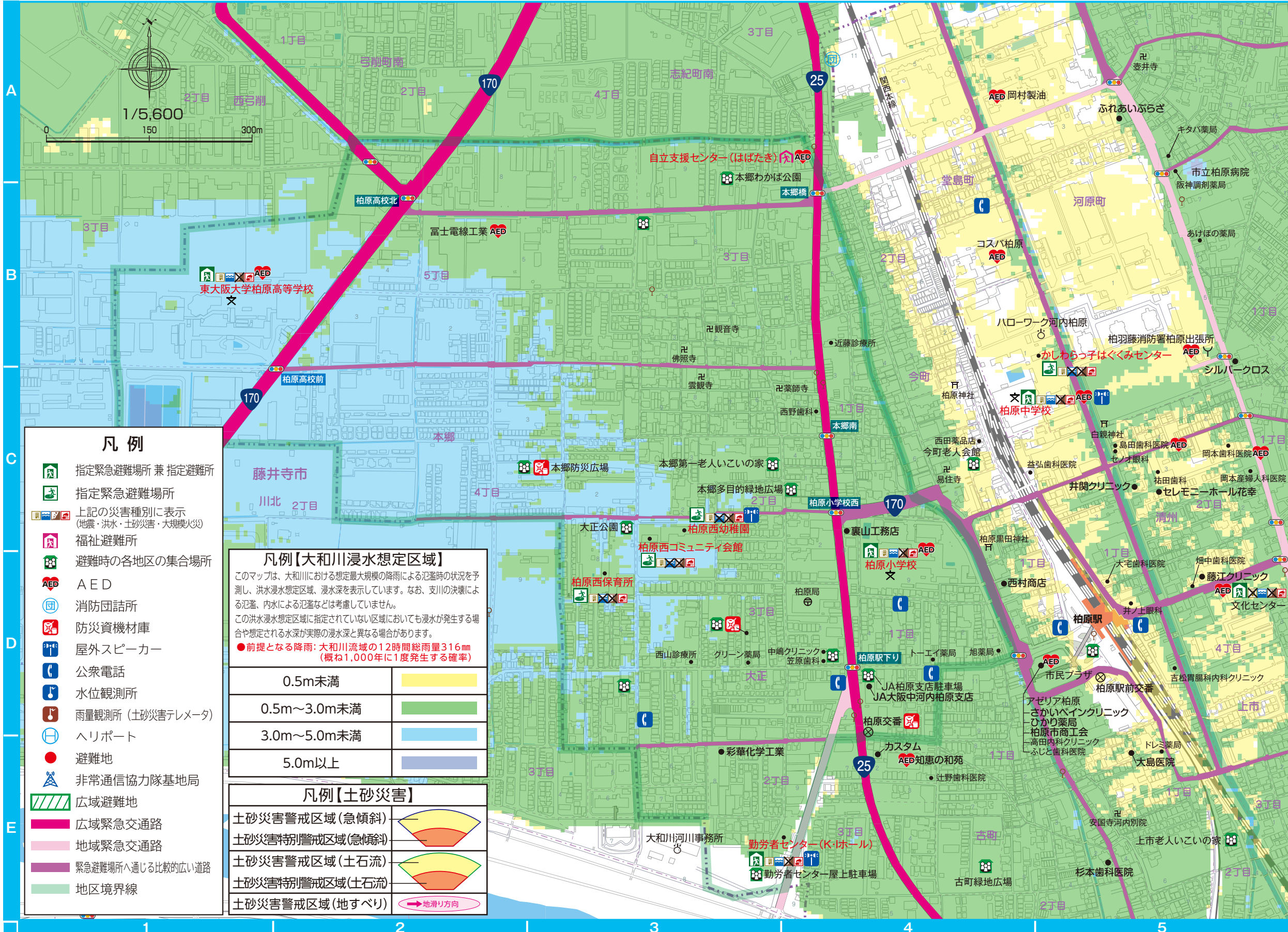
放置ボンベについて

放置ボンベとは
空地に投棄されている容器や、事業所内で長期間使用されずに置かれている容器のことです。

放置ボンベの発見場所
ボンベの中には高い圧力がかかったガスが入っています。容器が錆びていたりすると強度が低くなり、少しの衝撃で破裂する恐れがあります。

放置ボンベを発見したら
ボンベが錆びていたり、変形していたら、絶対に触らず、ボンベに表示されている電話番号か、もしくは消防署まで連絡してください。

詳しくは、柏羽藤消防組合 TEL072-958-9929



重大な消防法令違反対象物の公表制度

建物の利用者自らがその危険性に関する情報を入力し、建物を利用する際の選択、判断が出来るよう、消防機関が立入検査で重大な消防法令違反を確認した場合、その建物の名称や所在地、違反内容等をホームページで公表する制度を平成30年4月1日より実施します。

詳しくは、**柏羽藤消防組合 消防本部予防課**
TEL072-958-9928

救急安心センターおおさか

#7119 または 06-6582-7119
24時間 365日

こんな相談はご遠慮ください

- ×医薬品の使用方法などの相談
- ×病気の治療方針の相談
- ×健康相談 ×介護相談 ×育児相談

凡例

- 指定緊急避難場所 兼 指定避難所
- 指定緊急避難場所
- 上記の災害種別に表示(地震・洪水・土砂災害・大規模火災)
- 福祉避難所
- 避難時の各地区の集合同所
- AED
- 消防団詰所
- 防災資機材庫
- 屋外スピーカー
- 公衆電話
- 水位観測所
- 雨量観測所(土砂災害テレメータ)
- ヘリポート
- 避難地
- 非常通信協力隊基地局
- 広域避難地
- 広域緊急交通路
- 地域緊急交通路
- 緊急避難場所へ通じる比較的広い道路
- 地区境界線

凡例【大和川浸水想定区域】

このマップは、大和川における想定最大規模の降雨による氾濫時の状況を予測し、洪水浸水想定区域、浸水深を表示しています。なお、支川の決壊による氾濫、内水による氾濫などは考慮していません。この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

●前提となる降雨: 大和川流域の12時間総雨量316mm(概ね1,000年に1度発生する確率)

| | |
|-------------|----|
| 0.5m未満 | 黄色 |
| 0.5m~3.0m未満 | 緑 |
| 3.0m~5.0m未満 | 青 |
| 5.0m以上 | 紫 |

凡例【土砂災害】

| | |
|-----------------|----|
| 土砂災害警戒区域(急傾斜) | 黄色 |
| 土砂災害特別警戒区域(急傾斜) | 赤 |
| 土砂災害警戒区域(土石流) | 緑 |
| 土砂災害特別警戒区域(土石流) | 赤 |
| 土砂災害警戒区域(地すべり) | 青 |

→地滑り方向